

国民健康保険からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係国保担当 TEL(67) 2704

国民健康保険の「被保険者証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

被 保 険 者 証

村の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、最大1年ごとの更新で、毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日から使用する保険証を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名などをご確認ください。

有効期限は令和3年7月31日となります。有効期限内に高齢受給者証の対象になる人（70歳到達）や、後期高齢者医療制度に移行する人（75歳到達）は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

事前に申請されたうえで、病院の窓口で認定証を提示されると、一医療機関・一診療科での医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。（入院時の食事代・室料などは含まれません）

さらに、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額になります。

■対象となる人

- 70歳未満の人
- 70歳から74歳の住民税非課税世帯の人
- 70歳から74歳の現役並み所得者（令和元年8月1日以降）

※保険税に未納がある人

国民健康保険税の滞納がある人、収入の確定申告をしていない人は認定証の発行ができないことがあります。

■申請に必要な物

- 国民健康保険証
- 印鑑

■限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

8月1日以降も必要な人は再度申請をしてください。

自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）をお持ちの皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の受給者証の有効期間を自動で1年間延長します。

- ①令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する人について、有効期間を1年間延長します。
- ②現在お持ちの受給者証は、引き続き窓口で使うことができるため、延長の手続きは不要です。（医療機関などで、有効期間の満了日を読み替えます）
- ③既に更新手続きが完了している人は、通常どおり受給者証を発行いたします。

注意

新規の手続き・通院する病院や薬局の変更・被保険者証の変更など、受給者証の記載内容に変更が生じた場合は、通常どおり役場住民福祉課で変更申請をおこなってください（郵送での手続きを希望される場合はご連絡ください）。

こんなときはどうするの？

Q1 有効期間を延長するのに、何か手続きはありますか？

A 1 手続きを不要です。現在お持ちの受給者証をそのままお使いください。県、市町村、医療機関などで有効期間を読み替えます。

Q2 自己負担上限額管理票の記入欄が埋まっていますが、どのようにしたらよいですか？

A 2 指定医療機関に対して、現在お持ちの受給者証に上限額管理票を貼り付けてもらうように依頼しています。

Q3 精神通院の診断書の提出は2年に1度とされていますが、どのような取扱いになりますか？

A 3 診断書が必要であった人、不要であった人それぞれの本来提出する時期を1年遅らせることになります。

例：令和2年7月31日に期間が満了する場合。

- 診断書の提出が必要であった人→令和3年7月更新の申請時（次回）に提出。

- 診断書の提出が不要であった人→令和4年7月更新の申請時（次々回）に提出。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL(67) 2702